

## 構造改革特別区域計画

### 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

男鹿市

### 2. 構造改革特別区域の名称

男鹿なまはげどぶろく特区

### 3. 構造改革特別区域の範囲

男鹿市の全域

### 4. 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置と地勢

秋田県臨海部のほぼ中央、日本海に突き出た男鹿半島の大部分を占める本市は、北側に三種町、東側に大潟村、南東側に潟上市と接しています。県庁所在地の秋田市までの距離が35～40km、能代市までもほぼ同距離であり、両市の経済圏、通勤圏ともなっています。

男鹿半島は、米代川と雄物川の運搬土砂の堆積によってできた砂洲で本陸と結ばれた陸繋島で、西部は山岳地形、その周囲は海岸段丘となっており、青い海と緑の山々、そして深淵な湖と変化に富んだ美しい自然景観は、昭和48年に男鹿国定公園の指定を受けています。面積は、240.80k㎡で、地目別面積で見ると山林（森林・原野）が56.2%と最も多く、次いで農地（田・畑）が20.6%、宅地は4.8%となっています。（数値は平成20年度）

#### (2) 気候

平成22年の本地域の気候は、年間平均気温が11.5度で、最高は8月の32.6度、最低は2月のマイナス9.9度です。冬季の降雪日数は約20日で、通年積雪量も20cmと少なく、秋田県では最も雪の少ない地域です。年間降雨量は約1800ミリメートルであり、同緯度の太平洋側より多いのですが、日本海沿岸地域としては、決して多いわけではありません。風向は春から秋にかけて南西の風が卓越し、年間を通して西よりの風が吹きます。

#### (3) 人口

2010（平成22）年国勢調査によれば、本市の人口は32,316人で世帯数は11,625世帯です。2005（平成17）年の国勢調査結果が人口38,893人で世帯数が12,701世帯であり、比較すると、人口で6,577人（16.9%）、世帯数で1,076世帯（11.8%）の減となっています。2005（平成17）年の年齢階層別の人口分布は、0～14歳の年少人口が10.5%、15～64歳の生産年齢人口が59.9%、65歳以降の高齢人口が29.6%となっています。

#### (4) 産業

2005年(平成17年)国勢調査によれば、本市15歳以上の就業者数は16,096人であり、第3次産業就業者が9,592人(59.6%)と最も多く、次いで、第2次産業就業者の4,076人(25.3%)、第1次産業就業者の2,427人(15.1%)と続いています。

業種別就業者数で見ると、第1次産業では農業従事者、第2次産業では建設業・製造業従事者、第3次産業では、卸売・小売業従事者が多くなっています。

また、農林漁業の担い手の確保が大きな課題となっており、就業者の高齢化の進行も相まって、農林漁家の減少が懸念されています。

特に、農業においては、耕作放棄地が増加しており、戸別所得補償制度の活用、中山間地域等直接支払交付金の活用や集落営農の組織化、耕作放棄地の再生利用に対する交付金の交付等により耕作放棄の防止を図っていますが、米価の下落や米の消費量の減少、農家戸数の減少等、農林漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

また、観光業において本市は、四季折々に多彩な表情を見せる海岸や山並み、広大な田園などの特徴的で変化に富んだ自然景観、奇習「なまはげ行事」に代表される伝統行事、「しょつつる」や「石焼き鍋」等の郷土料理などの多くの観光資源、さらには、農産物や海産物などの豊富な食材・物産に恵まれ、秋田県の代表的な観光地として全国各地から多くの観光客が訪れています。

しかしながら、近年においては、観光客数・宿泊者数が大幅に減少しており、観光の志向・ニーズへの的確な対応などが課題となっております。また観光ホスピタリティーの向上や地場産品の観光客への十分な提供などが大きな課題として指摘されており、観光に関わる方々の意識改革の必要性や、観光を取り巻く情勢・旅行者のニーズの変化を踏まえた新たな観光地づくりの取り組みが強く求められています。

#### (5) 課題

本市の基幹産業である農業においては、米と野菜、大豆、果樹、花き、山菜、葉たばこ等の戦略作物との複合経営の促進、地産地消の推進、農産物の加工による付加価値づくり等により農業経営の安定化を目指した取り組みを推進していますが、米価の低迷や消費者ニーズの多様化により、出荷額等が伸び悩んでいる現状であります。

また、観光業においては、滞在型観光が伸び悩んでいることから、グリーンツーリズム事業などの体験型観光や、教育観光など、新たなニーズに対応した観光メニューの開発等が急務となっています。

こうした本市の基幹産業である農業、観光業の2つの産業が厳しい状況の中、地場産品の販売と観光資源を活用した都市と農村の交流人口の拡大や、農商工連携による付加価値の高い新製品の開発、滞在型観光を目指した取り組み等を実施することで、農林水産業と商工業、観光業を一体化させた産業形態(6次産業化)を推進し、地域経済を活性化させることが課題となっています。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

米の消費量の減少や米価の下落、農業従事者の高齢化などにより、農家戸数の減少や耕作放棄地の拡大に歯止めが掛からない状況にあり、農林水産業の活性化は本市にとって喫緊の課題となっております。

その一方で、輸入農産物の増加や食品表示等の問題を背景として食の安全・安心に対する関心が高まっており、スローフード等に代表されるその地域ごとの伝統的な食生活・食文化への再評価が高まり、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」や農山村の伝統的な食文化に対する関心は、今後一層拡大することが見込まれています。

本市では、平成 22 年 12 月から「男鹿地産地消推進店登録制度」を実施し、市内で生産された食材、もしくはそれを利用し市内で加工された産品（男鹿産食材）を販売する直売施設や農漁家民宿、飲食店、食材加工事業所等を「男鹿地産地消推進店」として登録する制度を定めており、男鹿産食材の認知度・理解度の向上を図り、地産地消を推進しています。

また、観光業においては、従来型の観光からの脱却を図るために、本市の多彩で特色のある地形・地質を活かしジオパークとして登録し、男鹿半島内の文化・自然資源を活用した体験的・学習的な観光を推進したり、地域の食材を活用した新名物「男鹿しょつつるやきそば」を開発するなど、自然・食・文化をキーワードとした新たな観光資源の開発に取り組むことで、都市と農村の交流の促進、農林水産業と他産業との連携による高付加価値化などを進めています。

このような本市の地産地消推進の取り組みや、新たな観光資源の開発を目指した活動をしている中で、本市の主要農産物である米を主原料とする濁酒の製造と提供は、地域産農産物の高付加価値化と地域の伝統食文化の再評価につながるともに、大きな観光資源の一つとなり、本市の自然・食・文化をキーワードとした新たな観光の活性化につながり地域経済に大きな波及効果をもたらすものと期待できます。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

本市の農家が生産した高品質な米と、市内の名勝寒風山の北東麓にある「滝の頭」と呼ばれる水源地から湧き出た名水「滝の頭」湧水を組み合わせた、本市ならではの、独自性、希少性をもった濁酒を生産し、地域ブランド化を図ることを目標とします。

また、既存の観光資源である、伝統文化「なまはげ行事」、「しょつつる」「石焼き鍋」等の地域の食文化、温泉等と濁酒を組み合わせることにより、当市の既存の観光資源の新たな魅力を引き出すことが出来ると考えます。

これらのことから、今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」により本市で濁酒を生産することを契機に、地域に存在する豊富な資源を活用した観光サービス、付加価値をつけた特産品の開発・販売促進、地元食材の提供や「なまはげ行事」などに代表される伝統文化の情報発信、新しい観光志向に対応する独特の風土に育まれた農山漁村の生活文化の体験等を組み合わせ、農林水産業、商工業、観光業が

一体化した 6 次産業化を推進することで、本市が目指す将来都市像「活力ある地場産業の構築と思いやりの心で創りあげる『教育・観光・環境が豊かな文化都市』」を実現することを目標とします。

## 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 地産地消のまちとしての地域イメージの確立

地域で収穫された米を、地域の名水を利用し、栽培農家自らが、濁酒を製造することで、本市の農業、自然、地産地消への取組、伝統的食文化等のイメージが高まり、地産地消の推進や、地域の伝統文化のPRに繋がります。

### (2) 地域ブランドの創出

本市の農家が生産した高品質な米と、本市産の名水「滝の頭」湧水を組み合わせ、男鹿市ならではの独自性、希少性をもった濁酒を生産し、伝統行事や伝統食文化と組み合わせることで地域ブランドを確立され、男鹿の地域価値・ブランドイメージの向上に繋がります。

### (3) 都市農村交流人口の増加

農家レストランや宿泊施設、また「なまはげ行事」等で濁酒を提供するなどの、本市が従来もっていた観光資源と濁酒を組み合わせることで、新たな観光コンテンツとなり都市農村交流人口の増加に繋がります。

### (4) 他産業への波及効果

地域で収穫された米を使った濁酒の製造は、地元農産物の高付加価値化であり、また濁酒の 2 次利用による新商品（菓子、漬物、プリン、アイス、パン等）の開発による波及効果や、交流人口の増加により、宿泊施設、飲食店、観光施設等への波及効果が期待できます。

### (5) 耕作放棄地の解消

米価の下落や米の消費量の減少等の原因により、本市の農地も耕作放棄地の増大が問題となっていますが、濁酒の製造をすることで、男鹿産米に対する需要が高まり、耕作放棄地の解消、自然環境の保全、良好な景観の形成、地域文化の伝承等の農業の多面的機能の維持に繋がります。

|                  | 平成 23 年度 | 平成 25 年度目標 | 平成 27 年度目標 |
|------------------|----------|------------|------------|
| 農家レストランによる濁酒製造件数 | 0 件      | 1 件        | 3 件        |
| 農家民宿による濁酒製造件数    | 0 件      | 0 件        | 1 件        |

## 8. 特定事業の名称

707(708) : 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 特産品を活用した地域振興の推進

なまはげ行事、男鹿しょつつるやきそば、石焼き鍋、しょつつる、メロン、梨などの既存の特産品のブランド力向上を促進するとともに、濁酒製造のための米生産に対する支援と、耕作放棄地解消に向けた支援を行います。

### (2) 温泉と自然、農業などを融合した滞在型観光の推進

地域に存在する観光資源や名物、特産品を活かしながら、特区事業による新たな特産品の開発やイベントの実施による交流人口の拡大を目指すとともに、農業体験や農家レストランなどグリーンツーリズム・ブルーツーリズム・エコツーリズムの受け入れ態勢の充実による滞在型観光の観光メニューの開発促進を図ります。

### (3) 地産地消運動の推進

現在実施している「男鹿地産地消推進店登録制度」を推進・拡大しながら、地域独特の食文化の紹介・伝承に努めることにより、地産地消の推進を図ります。

### (4) 食育の推進による、伝統食文化等の伝承

本市産の地場産農産物の学校給食への積極的な供給により、地産地消の推進、子供達へ地域の伝統的な食文化の伝承を図ります。

別紙

## 1. 特定事業の名称

707(708) : 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米（自ら生産したしたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる地域

秋田県男鹿市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造します。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン・民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となります。この特例措置を活用し、濁酒を製造、そして特産品と位置づけ、来客者に提供することで観光客誘客の促進及び交流人口の一層の拡大が図られます。

また、地域の農業者に農業経営の新たな可能性を示し、地域農業の維持・発展に寄与するという視点からも当該特例措置の適用が必要であると考えます。なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となります。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、市の広報の活用や現地指導を徹底し、特例措置以外の酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行います。